【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年３月29日
【会社名】	株式会社リンク （新会社名　株式会社シノプス）
【英訳名】	Link Inc. （新英訳名　sinops Inc.）
	（注）2019年３月27日開催の第32期定時株主総会の決議により、 2019年４月１日から会社名を上記のとおり変更いたします。
【代表者の役職氏名】	代表取締役　南谷　洋志
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号東京建物梅田ビル５階
【電話番号】	（０６）６３４１－１２２５（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　管理部長　島井　幸太郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号東京建物梅田ビル５階
【電話番号】	（０６）６３４１－１２２５（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　管理部長　島井　幸太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2019年３月27日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年３月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

当社の会社名を主要商品名であるシノプスと一致させることにより、更なるブランドイメージの浸透を図るため、現行定款第１条（商号）を一部変更するものであります。

さらに、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第40条（剰余金の配当の基準日）を一部変更するものであります。

なお、現行定款第１条（商号）の一部変更の効力発生日は、附則を設け2019年４月１日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

南谷洋志、林亨、岡本数彦、島井幸太郎及び角田吉隆を取締役に選任するものであります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

菅智生及び島﨑智久を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	8,743	6	－	（注）１	可決　99.55
第２号議案					
南谷　洋志	8,745	4	－	（注）２	可決　99.57
林　　亨	8,741	8	－	（注）２	可決　99.53
岡本　数彦	8,743	6	－	（注）２	可決　99.55
島井　幸太郎	8,743	6	－	（注）２	可決　99.55
角田　吉隆	8,734	15	－	（注）２	可決　99.45
第３号議案					
菅　　智生	8,745	4	－	（注）２	可決　99.57
島﨑　智久	8,724	25	－	（注）２	可決　99.33

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上